

挨拶

皆様には、日頃より本県の体育・スポーツの推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、平成29年に小・中学校、平成30年に高等学校の学習指導要領が改訂され、年次進行での実施期間を経て、令和6年度から全校種・全学年で全面実施となりました。

これまで、各学校においては、改訂された学習指導要領の確実な実施に向けて取り組んでいただけてきたところですが、今一度、御自身の授業が目の前の児童生徒に対し、主体的・対話的で深い学びを導き出すものとして十分に展開できているか、確認をお願いします。体育・保健体育科の授業を担当する教員は、児童生徒に「体を動かすこと」のみを指導するのではなく、児童生徒が自立した学習者となるよう「どのように学ぶか」について授業をコーディネートし、生きる力の礎となる「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」という三つの資質・能力を育成しなければなりません。

また、現在の多様性が尊重される社会では、体育の授業においても多様な児童生徒同士が関わる場面を多く作り出せることから、一人一人の発達状況や身体状態に適応させたスポーツを示す「アダプテッド・スポーツ」の視点を持つことも大切です。授業の中で「できるようになった」等の成功体験という結果だけを求めるのではなく、「どうすればできるようになるのか」また、さらに広く「できないけれどもわかった」「教える・伝えることができた」等、児童生徒が多様な楽しさや喜びを深く味わうことを通じて、体育・スポーツの価値をより実感するとともに、互いを尊重し、理解し合う態度が養われることで、共生社会の実現にもつながることを期待します。

一方、運動部活動については「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」により、児童生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築を目指しています。この公立中学校の休日における部活動地域移行は、令和6年度で改革推進期間2年目に入り、様々な課題がある中ですが、行政や学校、地域や関係団体など多くの関係者が一体となって、進めていかなければならない大きな取組です。各中学校においては、改めて、それぞれの市町村における地域移行の動向を見据えながら、一方で部活動の意義や価値を踏まえ、生徒たちの心身の健全な成長を目指すとともに、適切な休養日の設定や短時間で効果の得られる合理的かつ効率的な指導の実践をお願いします。

結びに、体育関係団体の御協力を得て作成し、各学校における体育・保健体育指導の充実に向けた手引きであるこの学校体育要覧が、本県の児童生徒の活力にあふれる「健やかな体」を育むための一助として効果的に活用されることを期待しております。

令和6年4月

千葉県教育庁教育振興部保健体育課長

目 次

【1】	学校体育経営	
1	重点目標	P 1
2	体育・保健体育科主任の主な役割（例）	P 3
3	学校体育に関する研究の進め方	P 4
【2】	学習指導要領	
1	学習指導要領について	P 6
2	体育・保健体育科の目標（学習指導要領）	P15
3	各校種の課題と改善に向けて	
	○小学校	P21
	○中学校	P24
	○高等学校	P26
4	障害のある児童生徒への配慮	P29
【3】	授業改善	
1	単元計画の作成手順	P30
2	運動の特性の明確化	P31
3	「学習過程」と「学習評価」の充実	P38
4	「学習指導案」の形式例	P50
5	授業改善チェックシート	P59
6	『体育の授業マイスター』県ホームページ動画 及びDVDの活用について	P63
【4】	児童生徒の体力向上	
1	体育・健康に関する指導の推進	P64
2	指導体制の工夫改善	P65
3	指導計画の作成	P66
4	体育授業以外の運動機会の創設	P66
5	いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業	P67
【5】	体育活動中の事故防止について	P69
	○ 事件・事故災害時の緊急連絡体制及び救急の参考例	P70
	○ 運動部活動の適切な運営を目指して	P72
	〈資料編〉	
	○ 役立ちサイト	P73